

2021年2月3日

緊急事態宣言の再発令を受けての当協会の対応

平素は当協会の業務に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、緊急事態宣言の延長が決定し、10都府県(東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡)を緊急事態宣言の対象とすることも決定されました。

これを受けて、一般社団法人産業環境管理協会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、政府ならびに関係自治体からの要請に応じた対応を取らせていただくことにしております。

対応期間は緊急事態宣言の発令が解除されるまでを予定しておりますが、これにより関係者の皆様にご不便をお掛けすることもあろうかと存じますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 政府自治体の方針に基づく当協会の対応

- 原則在宅勤務対応の実施(東京本部、関西支部、中部支部、九州支部)
- 時差出勤の実施(東京本部及び全支部)
- 不要不急の移動の回避(東京本部及び全支部)

2. 業務時間について

- 緊急事態宣言中も通常どおり業務時間は9時00分～17時00分までとなっております。
ただし、緊急事態宣言の対象地域の事務所では原則在宅勤務を推奨すること、また、今回対象地域とならなかった地域の支部におきましても時差出勤を活用することなどから業務時間を通じて事務所に常駐しない場合もございます。
- 出勤状況によっては電話対応ができない場合もございますが、協会のWEBサイトでメールでの問い合わせ先も公開しておりますのでメールでのコンタクトも併用していただければ幸いです。

<http://www.jemai.or.jp/global/about/index.html>

3. 研修/セミナー等の開催計画について

- 各種の研修/セミナーにつきましては、WEB開催への代替も進めておりますが、対面型で開催するものにつきましてははっきりとした感染予防対策を講じた上で開催する予定にしております。
- ただし、今後の感染の拡大状況により急遽開催を見送る場合は各事業のWEBページで開催計画を公開して参りますのでご参照いただければ幸いです。

4. WEB会議等による対応

- 移動の自粛等により直接の面会が難しい場合はWEB会議でご用件を承ることも可能です。ご希望される場合は各事業担当者にご相談ください。

■協会全体に関する事項

総務部門 TEL : 03-5209-7701 / E-mail : jemai@jemai.or.jp

■公害防止管理者等国家試験、認定講習等に関する事項

公害防止管理者試験センター TEL : 03-5209-7713 E-mail : shikenbu@jemai.or.jp